長崎県被災建築物応急危険度判定十の登録者に対するお知らせ

既に被災建築物応急危険度判定士(以下、「判定士」という)として登録されておられる方への重要なお知らせです。

判定士は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定する限られた人員しかいない資格者となります。一旦地震災害が発生し被災地よりの要請が有ったとき、或いは本県内で地震災害が有った場合、長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会の要請により被災地への参集・派遣を行うこととなります。

よって、各自が判定士登録の時より「連絡先が変更」となった場合等について、各種の届出が必要となっておりますが、現状として手続きがなされていないため連絡先不明の方が多数存在している 状況です。

つきましては、長崎県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づく各種手続きについて以下 のとおり掲載しておりますので、必要な手続きについてご協力をお願いいたします。

手続きが必要な事項	必要な様式
氏名・現住所・勤務先・連絡先(電話番号)の変更	被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出 書(別記様式第5号)
認定の取り消しを希望される方	被災建築物応急危険度判定士認定取消申請書(別記様式第6号)

※ 手続き時には表中の様式の他、第8条第2項及び第9条第1項に記載のとおり、「被災建築物 応急危険度判定士認定証」並びに「被災建築物応急危険度判定士登録証」の提出が必要となりま す。(紛失されている場合については、その旨申し出て頂ければ結構です)

【長崎県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(抜粋)】

(認定証及び登録証の交付)

第6条(略)

- 2 被災建築物応急危険度判定士名簿に登録する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 氏名及び性別
 - (2) 生年月日
 - (3) 現住所
 - (4) 勤務先及び連絡先

(認定の取り消し)

第7条(略)

- 2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、本人にその旨を通知するとともに、被災建築物応急危険度判定士名簿の登録を抹消する。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに知事に被災建築物応急危険度判定士認定証及び被災建築物応急危険度判定士登録証を返却しなければならない。

(登録事項の変更)

- 第8条 被災建築物応急危険度判定士は、第6条第2項に定める登録事項について変更が 生じた場合は、速 やかに被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出書(別記第5号 様式)に被災建築物応急危険 度判定士認定証及び被災建築物応急危険度判定士登録証を 添えて、知事に提出しなければならな い。
 - 2 知事は、前項の届出書が提出された場合は、直ちに被災建築物応急危険度判定士名簿の登録事項を変更するものとし、被災建築物応急危険度判定士認定証又は被災建築物応 急危険度判定士認定証明証の記載事項に変更が生じた場合は、新たに変更に係る被災建築物応急危険度判定士認定証又は被災建築物応急危険度判定士登録証を申請者に交付す るものとする。

(認定取り消しの申請)

- 第9条 被災建築物応急危険度判定士は、認定の取り消しを申請する場合は、被災建築物応急危険度判定士認 定取消申請書(別記第6号様式)に被災建築物応急危険度判定士認定証及び被災建築物応急危険度判 定士登録証を添えて知事に提出しなければならない。
 - 2 知事は、前項の取消し申請書が提出された場合は、認定を取り消すものとする。
 - 3 第7条第2項の規定は、前項の取消しを行った場合に準用する。